



国土交通省  
千曲川河川事務所  
Chikumagawa River Office  
Hokuriku Regional Development Bureau  
Ministry of Land  
Infrastructure, Transport and Tourism

【取り扱い】 本資料の発表をもって解禁

記者発表資料  
平成27年10月13日

## 千曲川・犀川での河川協力団体を募集します。 ～河川を守ってくださる団体を応援します！～

千曲川河川事務所では、千曲川・犀川の国管理区間全区間において、下記のとおり河川協力団体の募集を行いますので、お知らせします。

### 記

- 募集期間 : 平成27年10月13日(火)～平成27年11月30日(月)
- 募集要領等: ホームページをご覧ください

URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/shiru/cooperated-group/bosyu/index.html>

※申請様式の電子データについてはこちらからダウンロードできます

- 申請窓口 : 千曲川河川事務所管内の最寄りの出張所及び事務所  
↓ 出張所及び事務所へのアクセスはこちらのURLからご確認ください  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/jimusho/annai/index.html>

※「河川協力団体」とは（参考 別添資料）

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。
- ・この制度は平成25年度に創設され、千曲川河川事務所では3団体を指定し、活動を実施していただいております。

#### 【配布先】

- ・長野市政記者クラブ
- ・長野県庁会見場
- ・長野市政記者会
- ・日本工業経済新聞社 長野支局

#### 【お問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局  
千曲川河川事務所 026(227)7611  
副所長 江戸 均  
調査課長 西出 保



千曲川河川事務所 フェイスブック

検索

クリック



千曲川河川事務所

検索

クリック

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/>

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、厳正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



### ①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

### ②河川の管理に関する情報又は資料の 収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

### ③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

### ④河川の管理に関する知識の普及及び 啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

### ⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

# ■河川協力団体に指定されると？

## ◆許可等が簡素化されます

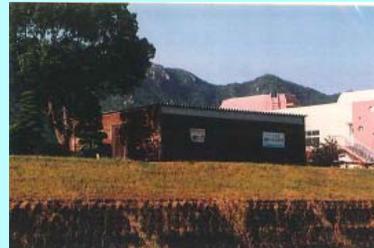
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ※・工事等の実施の承認       | ⇒ 河川法第20条                              |
| ・土地の占用の許可         | ⇒ 河川法第24条                              |
| ・土石以外の河川産出物の採取の許可 | ⇒ 河川法第25条後段                            |
| ・工作物の新築等の許可       | ⇒ 河川法第26条第1項                           |
| ・土地の掘削等の許可        | ⇒ 河川法第27条第1項                           |
| ・権利の譲渡の承認         | ⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。） |

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

## ◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良